聖 書:ガラテヤ3:15~22

説教題:約束と律法

日 時:2012年10月28日

人が神の前に義と認められ、救われるのは、律法を守り行なうことによるのか、それともただ信仰によるのか、パウロはこの二つの原理を対比しながら論を進めています。彼がこう語るのは、ガラテヤ人たちがユダヤ主義者たちに惑わされて、律法の行ないによって自分の救いを完成させよう、あるいは神の前での義を勝ち取ろうとしていたからです。パウロはそのどちらが正しい原理なのか、3章ですでに二つのことを思い起こさせて語りました。その一つは、手紙の読者たちが御霊を受けた経験についてです。彼らが御霊の祝福にあずかったのは、律法の行ないをしたからか、それともただ信仰を持って聞いたからか。彼らは割礼を受けたり、律法の行ないをしたから、その祝福にあずかったのではありませんでした。その自分たちの経験を振り返れば、義と認められ、神の祝福にあずかる方式は、ただ信仰によることが明らかです。もう一つパウロが示したのは、聖書におけるアブラハムの実例です。彼はどのようにして神に義と認められたか。6節に示されたように、それはただ信仰によるというのが聖書の真理です。彼が義と認められたのは創世記15章においてで、割礼を受けたのは創世記17章においてです。つまり律法を守る以前に、すでに義と認められた。「アブラハムは神を信じた。それが彼の義と認められた。」というのが聖書の真理です。

パウロは今日の箇所でさらに「律法」と「信仰」を対比させながら論を進めます。今度パウロが示そうとしていることは、聖書の大きな枠組みから考えてこのことはどうか、ということです。神の救いの歴史、救済史の光に照らしてどうか。これを語るに当たり、パウロはまず「人間の契約について考えてみよう」と言います。そして 15節で「人間の契約でも、いったん結ばれたら、だれもそれを無効にしたり、それにつけ加えたりはしません。」と言います。ある人は本当にそうだろうか、契約は一旦結んでも変更できるのではないか、と言うかもしれません。しかしある人は古代ギリシャの法律では、一旦契約が作成され、取り交わされたら、それを取り消すことはもとより、変更することも不可能だったと述べ、それがこのパウロの言葉の背景にあるのではないかと言います。また他の学者はローマの法に照らして、また他の人はユダヤの法に照らして、色々論じています。また 15節の「契約」という言葉には印がついていて、欄外に別訳として「遺言」とあります。確かに遺言なら、その遺言者が死んだ後は、誰もそれを無効にしたり、付け加えたりすることはできないでしょう。

パウロがどんな法律を背景に考えていたのか、あるいは当時のガラテヤ地方の契約 また遺言はどのようにとらえられていたのか、はっきり分からない点もありますが、 いずれであれ、パウロの言いたいポイントははっきりしています。それは契約という ものは一旦正式に結ばれ、取り交わされたら、その後で無効にしたり、変更したりすることはできないということです。そして人間の間でもそうであるなら、ましてや誤ることがない神においては益々そうである、とパウロは言いたい。

そうした上でパウロは論じます。アブラハムの契約とモーセの律法では、どちらが 先に与えられたものか。言うまでもなく、アブラハムの契約が先です。モーセの律法 は、その後 430 年経ってから与えられました。とするなら何が言えるか。それは先に 神によって結ばれたアブラハムの契約は、その後に与えられたモーセの律法によって 取り消されたり、変更されたりすることはない!ということです。18 節にあるように、 もし相続が律法によるなら、それはもはや約束によるのではなくなり、先に結ばれた 契約の重大な変更、取り消しになってしまう。先のものがひっくり返されてしまう。 それはあり得ないことだ!とパウロは言っているのです。アブラハムへの約束がモー セの律法よりも先に与えられたのだから、アブラハムの約束が、その後の何かによっ て変えられることはあり得ない。だから人が義と認められ、救われるのは、先の契約 の通り、ただ信仰によるというのが、変わらない神が示された原理である、とパウロ は論証しているのです。

そうだとすると、次にはこういう反論が出て来るでしょう。では律法とは何なのか。 パウロのような言い方をしたら、後から与えられた律法には何の意味もないというこ とになってしまわないか。アブラハムへの約束を高く上げるのは結構だが、そのあま り、モーセの律法をそこまで低め、けなすような態度は、果たして正当なものと言え るのか、ということです。そこでパウロは19節以降で、「では、律法とは何でしょう か。」と述べ、律法について三つのことを述べています。

その一つ目は「律法は違反を示すためにつけ加えられたもの」ということです。ユダヤ主義者たちは、この律法を守ることによって義を得て、神の祝福にあずかろうとしましたが、とんでもない!律法は義を与えるものではなく、私たちの違反を示すためのものである。ローマ書 3 章 20 節:「律法によっては、誰ひとり神の前に義と認められず、かえって罪の意識が生じるのです。」 4章 15 節:「律法は怒りを招くものであり、律法のないところには違反もありません。」

また二つ目に律法は「約束をお受けになった子孫が来られるときまでのもの」と言われています。約束の子孫とは、16節にある通り、キリストのことです。アブラハムへの約束は、やがて彼から生まれる一人の子孫に特に焦点が合っていました。神は漠然とアブラハムの「子孫たちに」と言われたのではなく、ある一人を指して、その「子孫に」と言われました。その一人の子孫の上にこそ、アブラハムへの約束は豊かに成就します。律法は、その約束の子孫が来る時まで違反を指し示すという役割を果たす

ものに過ぎない。もちろん律法は神のご性質を映し出すものであり、永遠に変わらない価値を持っています。しかし神の救いの歴史において、律法は約束の子孫が現れる時まで特別な働きを担うという、いわば期間限定的なものなのです。言い換えれば、律法は神のご計画において最高位のものではなく、あくまで補佐役のような役割を務めるものなのです。

そして三つ目に律法は「御使いたちを通して、仲介者の手で定められた」とあります。この 19 節後半と 20 節は解釈が難しい箇所です。その解釈は 250 通りあると言う人もあれば、300 通りあると言う人もいます。ここでの仲介者とはおそらくモーセのことです。そのモーセを通して律法が与えられた際、そこには御使いも関与していた。たとえば使徒の働き 7 章のステパノの説教において、「御使いたちによって定められた律法」という言葉があります。あるいは「シナイ山でモーセに語った御使い」という表現も出て来ます。注解者たちが色々な議論をした上で述べていることは、律法はアブラハムへの約束に比べて劣っているということをここでパウロは言わんとしているということです。アブラハムへの約束は、何の仲介もなく、神が直接にお与えになったものである一方、律法は御使い、またモーセという仲介者を経て、間接的にイスラエルの民に与えられた。ここにもアブラハムへの約束がより勝ったものであることが示されているというわけです。

こうしてパウロは 21 節で「とすると、律法は神の約束に反するのでしょうか。」と問います。一見、律法はアブラハムへの約束と逆の道を行っているようです。義を与えるどころか、違反を示す。永遠の基準と言うより、一時的な役割しか担わない。また直接神が与えたものではなく、間接的に与えたものでしかない。では神は先の約束に反するものとして、律法を与えたのでしょうか。神の中には矛盾、支離滅裂さがあるということでしょうか。「絶対にそんなことはありません!」とパウロは言います。そして律法の、より積極的な意義について、最後 21~22 節でまとめています。

結局、律法にはどんな意義があるのでしょうか。二つのことがここに言われています。一つは「すべての人を罪の下に閉じ込めること」です。もし律法がいのちを与えることができるものだったら、その律法によって義を得る道があったでしょう。しかし律法の主要な仕事は、人々の罪を明るみに引き出し、次々に告発することです。律法が来るまでは、人々はまさか自分が罪人であるとは思わずに、のんきに霊的にまどろむ生活をしています。しかし律法は人々の表面的な立派さを引っ剥がし、その内側に隠れている真の姿をさらけ出し、私たちを刑罰に値する罪人として告訴するのです。律法は人に義を与えるどころか、断罪と絶望に追い込むことが第一の仕事なのです。

しかしそれはさらに大きな目的に仕えるためというのが 22 節後半です。「それは約

東が、イエス・キリストに対する信仰によって、信じる人々に与えられるためです。」 人々は自分は罪人であり、自分には何の力も望みもないことを悟るに至って、本当の 意味で救いを求めるようになります。そこにおいて律法は非常に大切な働きをします。 すなわち私たちを自分自身に絶望させ、キリストへ逃れて行くように導くことです。 ここに神のご計画には矛盾や対立がないことを私たちは改めて確認します。神は明確 な目的を持って律法を与えられたのです。それはアブラハムへの約束へと、人々がよ り良く導かれるためです。

この神の御心をわきまえ知るなら、ユダヤ主義者たちが教えるように、律法によって義を得ようとする試みは全く愚かであることが明らかになります。律法は私たちが自分の力で義を得ることは不可能なこと、それゆえキリストへ逃れて行くように私たちを導くためのものです。なのに、キリストへ導かれた彼らが、それだけではまだ足りないと言って、もう一度、律法に戻って来て、自分の義をプラスしようとすることは、律法に対する全くの無理解を示しています。律法によっては義は得られないのです。この律法の意義を理解して、彼らはキリストへの信仰にこそしっかり導かれるべきです。

これは今日の私たちにも当てはまることでしょう。改めて私たちが今日の箇所から 学ぶのは、律法の重要さです。これはキリストへの信仰へと私たちがより良く導かれるために、神が与えてくださった有用な補助手段です。ですから律法の説教は大いに必要です。私たちはともすると、人々に受け入れられやすい神の愛とか神の恵みのメッセージだけを語りやすい。そして律法が示すある意味では聞きにくい罪やさばきのメッセージを薄めたり、割愛してしまう。その結果、福音は安っぽくなり、人々に軽んじられ、真に受け止められることがないという報いを刈り取ってしまいます。しかし神の方法は?というと、神は私たちを福音へ連れて行くために、律法へ連れて行ったのです。これは私たちの経験を振り返ってみても、言えることでしょう。律法によって自分でも知らなかった自分の本当の罪の姿を暴露され、責め立てられ、脅されて初めて、私たちはキリストへと逃れて行った。これは神の方法なのです。律法が力を持って人々に臨む時、その人はよりキリストへの信仰へと助けられることになるのです。

私たちはこの律法を与えてくださった神の御心に感謝したいと思います。これを捨てるのではなく、これによって益々自分の本当の姿、そのみじめな姿、卑しく汚れた自分の現実を教えて頂きたい。その時に、私たちはイエス・キリストこそ神が備えてくださった唯一の救い主として信頼するように導かれるのです。この神の方法を感謝して、益々キリストに信頼し、キリストにのみ救いを見出す信仰によって、神の約束の祝福に十二分にあずかる者へ導かれたいと思います。